

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部の改正について

標記のことについては、意見公募手続を実施せず改正しましたので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表します。

記

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の改正に伴って行うもので、県に裁量の余地はなく「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 改正内容

(1) 認定証の廃止に伴うこと

ア 認定証の交付に関する規定

認定証の交付、再交付、書換えに関する規定を削除しました。

イ 認定証の返納に関する規定

国家公安委員会規則で廃業等の届出に関する規定・様式が定められたため、県規則で定める認定証の返納に関する条文及び様式を削除しました。

ウ 「認定通知書」の新設

認定の通知を「認定通知書」により行うことと改めました。

(2) 様式、条文の整理

各条文・様式中の「認定証番号」を「認定番号」と改めました。

3 施行年月日

令和6年4月1日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部交通部交通企画課

電話 096-381-0110